第六節　　出願中の諸手続の一般原則

１．出願番号の表示

特許庁長官は、願書を受理したときはこれに出願の番号を付し、その番号を出願人(代理人)に通知します。以後、その出願に関して特許庁に手続をするとき（例えば、手続補正書等の中間書類の提出）は、必ずその出願の番号の表示をしなければなりません。

２．一件一通主義と電子手続

（１）一件一通主義の原則

出願の手続は、書面の提出により行うことを前提として「書面は、法令に別段の定めがある場合を除き、一件ごとに作成しなければならない。」とされ、一件一通主義が採用されています（特施規１(２)を準用）。

すなわち当該事件に関し提出すべき書面は、手続ごとに作成しなければなりません。

（２）多件一通方式による手続

(A)「法令に別段の定めがある場合」とは次に示す①から⑨までであり、同一法域内の２以上の事件に係る手続であって、手続者が同一であり、かつ、手続の内容が同一の場合は、一通の書面で２以上の事件に係る手続を行うことができます。

① 出願人及びその代理人の氏名（名称）又は住所（居所）の変更の届出（電子出願以外に係る出願）（特施規９(２)を準用）

② 出願人の氏名（名称）又は住所（居所）の変更の届出（電子出願以外に係る出願）と登録名義人（商標権者に限る。）の表示変更の申請（特施規９(３)を準用）

③ 出願人の代理人選任等の届出（特施規９の２(２)を準用）

④ 出願人及び商標権者の代理人選任等の届出（特施規９の２(３)を準用）

⑤ 出願人若しくはその代理人の氏名（名称）又は住所（居所）に係る手続の補正（商施規１６(２)）

⑥ 出願人に係る手続の補正と登録名義人（商標権者に限る。）の表示更正の申請（商施規１６(３)）

⑦ 出願人名義変更の届出（商施規９(２)）

⑧ 出願人名義変更の届出と商標権移転登録の申請（商施規９(３)）

⑨ 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願に係る回復理由書（商施規２(１４)）

(B) 多件一通方式による書類の作成要領

① 多件一通方式による平成１２年１月１日以後の商標登録出願に係る出願人名義変更と商標権の移転登録の申請を行う場合の「商標登録出願人名義変更届及び移転登録申請書」の作成要領

商標登録出願人名義変更届及び移転登録申請書は、商標法施行規則第９条に定める様式第１１により作成します。

イ．商標登録出願人の名義変更と商標権の移転登録の申請を行う場合の作成例

【書類名】　商標登録出願人名義変更届及び移転登録申請書
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【事件の表示】　　別紙のとおり
【登録の目的】　　本商標権の移転
【承継人及び申請人（登録権利者）】
・
・
【譲渡人及び申請人（登録義務者）】
・
・

【別紙】
【商標登録出願人名義変更届に係る事件の表示】
商願○○○○－○○○○○　、　　商願○○○○－○○○○○　、
商願○○○○－○○○○○　、　　商願○○○○－○○○○○　、
商願○○○○－○○○○○　、　　商願○○○○－○○○○○　、
【移転登録申請に係る商標登録番号】
商標登録第○○○○○○○号　、　　商標登録第○○○○○○○号　、
商標登録第○○○○○○○号　、　　商標登録第○○○○○○○号　、
事件の表示の区切りには読点「、」を付します。

ロ．作成上の注意事項

(a) 多件一通方式による手続は、書面手続に限り行うことができます。

(b) 特許印紙、登録免許税に係る収入印紙は、別の用紙にはり、それぞれの印紙の上には、「手数料　　円」、「登録免許税　　円」のようにその印紙の合計額を記載します。

(c) 「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「【別紙】」と記載し、出願番号、商標登録番号を記載します。

(d) 出願に係属中の事件（平成１２年１月１日以降の出願）については、事件ごとに電子化手数料が必要になります。

② 多件一通方式による平成１２年１月１日以降の商標登録出願についての出願人に係る手続補正書と登録名義人（商標権者）の表示更正登録の申請を行う場合の手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書の作成要領

手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書は、商標法施行規則第１６条に定める様式第１５の２により作成します。

イ．住所の補正及び更正の場合の作成例

【書類名】　手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書
（【提出日】　令和〇〇年〇月〇〇日）
【あて先】　特許庁長官　殿
【事件の表示】　別紙のとおり
【補正をする者及び申請人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　【代表者】　㊞

識別番号を記載しても住所の省略はできません。

【手続補正１】
　【補正対象書類名】　商標登録願
　【補正対象項目名】　商標登録出願人
　【補正方法】　変更
　【補正の内容】
　　【商標登録出願人】
　　【住所又は居所】　東京都千代田区霞が関１－３－１
　　【氏名又は名称】　商標株式会社
【更正に係る表示】
　【更正前の表示】　東京都千代田区霞が関１－３
　【更正後の表示】　東京都千代田区霞が関１－３－１
【登録の目的】　登録名義人の表示更正
【非課税である旨の申出】　住居表示の実施による表示の更正の登録の申請

【別紙】
【手続の補正に係る事件の表示】
商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇　、　商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇　、
商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇　、　商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇　、
商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇　、　商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇　、
【表示更正登録申請に係る商標登録番号】
商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号　、　商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号　、

事件の表示の区切りには読点「、」を付します。

ロ．作成上の注意事項

(a) 多件一通方式による手続は、書面手続に限り行うことができます。

(b) 登録免許税の納付に係る収入印紙は、別の用紙にはります。

(c) 「【事件の表示】」の欄には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「【別紙】」と記載し、その次に「【手続補正に係る事件の表示】」及び「【表示更正登録申請に係る商標登録番号】」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る商標登録番号を記載します。

(d) 登録免許税が課されない登録の申請をするときは、「【登録の目的】」の欄の次に「【非課税である旨の申出】」の欄を設け、「住居表示の実施による表示の更正の登録の申請」のように記載します。

３．電子手続への適用

電子手続についてもこの原則が書面手続に準じて踏襲されます。

一件一通主義の原則を前提とした特許等関係法令の規定を適用することとなります。

（１）オンライン手続における入力事項・様式

オンライン手続について入力すべき事項は、特許等関係法令に規定する書面に記載すべき事項であり（特例施規１０の２（１））、その入力は所定の様式によりしなければなりません（特例施規１１）。

（２）電子手続の法令適用

オンライン手続は、書面の提出により行われたものとみなし、書面に基づいて手続を行うことを規定する特許等関係法令の規定を適用する（特例法３（３））。

４．原則から外れる手続の特例

一件一通主義の原則から外れる手続が認められます。

申請人の負担と事務処理の効率性との均衡を考慮し、手続の円滑な処理を図るもので、次のとおりです。

（１）包括委任状（特施規９の３を準用）、提出書面の省略（特施規１０を準用））、出願時の特例の規定の適用を受けようとする場合の手続（商施規７）、新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等（特施規２７の４第３項及び第４項を準用）に規定するもの

（２）特例法施行規則第６条及び第１２条に規定するもの

（３）併合手続（方式審査便覧１２２．０１）

２以上の商標登録出願に係る次の手続については、出願の法域が同一であり、手続をする者及びその者の代理人が同一である場合に限り、同一の書類で書面の提出により行うことができるものとします。

① 電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出（補足手続）

書式第１

【書類名】　手続補足書
（【提出日】　令和　年　月　日）
【あて先】　特許庁長官　殿
【事件の表示】
　【出願番号】
【補足をする者】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
（【代表者】）
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【補足対象書類名】
【補足の内容】
【提出物件の目録】

代理人手続の場合、補足をする者が法人であるときは、【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

1　「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、次のように「【別紙】」と記載して商標登録出願の番号（第２番目以降に記載する商標登録出願の番号の前には読点「、」を付すこと。）を記載した書面を別紙として添付しなければならない。

【別紙】

商願○○○○－○○○○○○、　商願○○○○－○○○○○○、
商願○○○○－○○○○○○、　商願○○○○－○○○○○○、
商願○○○○－○○○○○○、　商願○○○○－○○○○○○、

2　その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第 32 の備考と同様とする。

② 包括委任状の援用の制限の届出

書式第２

【書類名】　包括委任状援用制限届
（【提出日】　令和　年　月　日）
【あて先】　特許庁長官　殿
【事件の表示】
　【出願番号】
【手続をした者】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【代表者】）
【届出の内容】
　【援用を制限した代理人】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】
【代理人】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】

代理人手続の場合、手続をした者が法人であるときは、【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

1　商標登録出願人が届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して商標登録出願の番号（第２番目以降に記載する商標登録出願の番号の前には読点「、」を付すこと。）を記載した書面を別紙として添付しなければならない。また、商標登録出願人及び商標権者が届出をするときは、「【手続をした者】」の欄を「【手続をした者及び商標権者】」と記載し、「【別紙】」の次に「【届出に係る事件の表示】」及び「【届出に係る商標登録番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び商標登録番号を記載する。

①【別紙】

商願○○○○－○○○○○○、　商願○○○○－○○○○○○、
商願○○○○－○○○○○○、　商願○○○○－○○○○○○、
商願○○○○－○○○○○○、　商願○○○○－○○○○○○、

②【別紙】

【届出に係る事件の表示】

商願○○○○－○○○○○○、　商願○○○○－○○○○○○、
商願○○○○－○○○○○○、　商願○○○○－○○○○○○、

商願○○○○－○○○○○○、　　商願○○○○－○○○○○○、

【届出に係る商標登録番号】

商標登録第○○○○○○号、商標登録第○○○○○○号、商標登録第○○○○○○号、商標登録第○○○○○○号、商標登録第○○○○○○号、商標登録第○○○○○○号、商標登録第○○○○○○号、

２　その他は、特許法施行規則様式第７の備考と同様とする。

５．提出書面の省略

出願等の手続において提出すべきとされる証明書その他書面については、申請人の手続負担の軽減と特許庁の処分の確実性、効率性とを考慮し、一定の条件のもとに、他の事件について提出したものを援用するという手続方式を省令で定め、その提出の省略を認めています（この５．における特許法施行規則の条文は、商標法施行規則で準用しています。）。

(1) 提出書面の省略

①　特許法施行規則第９条の３第１項の規定による包括委任状の援用（商施規２２(１)で準用）

(A) 手続をする際の代理権の証明については、特例法施行規則第６条第１項の規定によりあらかじめ特許庁長官に対して事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」といいます。）を援用してすることができます。〔包括委任状については第一章第四節参照〕

(B) 包括委任状の援用の制限の届出（特例施規７＝特施規９条の３(２)）があったとき又は包括委任状の取下げ（特例施規８）があったときは、これらの手続後は当該事件に係る手続について包括委任状を援用することができません。

（注）　平成１２年１月１日前にした商標登録出願及びその出願に係る手続についても包括委任状を使用することができます。

②　特許法施行規則第１０条の規定による提出書面の省略（商施規 22(1)において準用）

(A) 特許法施行規則第１０条第１項

同時に２以上の手続をする場合において、提出すべき証明書の内容が同一であるときは、一の手続についてその原本※を提出し、他の手続については、その旨を申し出て（援用の表示をして）当該証明書の提出を省略することができます。

※委任状については、原本に加えて、写しの提出も許容されます。

対象となる証明書は、特許法施行規則第４条の３、第５条から第７条まで、第８条第１項、第９条第４項（証明書の提出）に規定するものです。

(B) 特許法施行規則第１０条第２項

他の事件について既に証明書を提出した者は、提出した証明書の証明事項に変更がないときは、当該手続については、その旨を申し出て（援用の表示をして）当該証明書の提出を省略することができます。この場合において、特許庁長官が特に必要と認めるときは証明書の提出を命ずることができます。対象となる証明書は、上記 (A)に述べたものと同様ですが、本項では前項（特施規１０(１)）の規定により既に援用された証明書（原本）についても対象とするとしています。

６．押印及び署名、電子手続における本人確認等

（１）書面への押印及び署名

「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」（令和２年１２月２８日施行）により、押印を求めている手続等に関して、一部の申請手続を除き、押印は不要になりました。

なお、偽造による被害が大きいことを理由に押印を存続する手続の詳細は、特許庁ホームページ「特許庁関係手続における押印の見直しについて」（https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/oin-minaoshi.html）をご確認ください。

押印を存続する手続の手続書面や証明書類への押印は、本人確認できるものであるとともに、印鑑証明書の提出により本人の印であることの証明が必要です。

また、外国人の押印については、その者の本国における官公署等が発行する印鑑についての証明書又は公証人による認証がある印鑑についての証明書の提出が必要です。

なお、外国人の場合は、署名（サイン）も認められますが、外国人による証明書類への署名については、署名者の本人確認ができる措置が必要です。外国人の署名に係る本人確認措置の詳細については、特許庁ホームページ「署名の本人確認措置について（令和４年１月１日以降の運用変更）」（https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/shomei_kakunin.html）をご確認ください。

（２）電子手続における本人確認等

特例法施行後においては、特定手続である出願、及びその出願に係る手続における本人確認は次の方法により行っています。

①　電子手続

＜インターネット出願＞

イ．回線について

インターネットに接続されたネットワークを利用しています。

ロ．本人認証方法

申請人識別番号と、利用者が事前に登録した「電子証明書」の組み合わせが、手続毎に行われるクライアント認証で使用される利用者の「電子証明書」と一致し、かつその電子証明書の信頼性をブリッジ認証局に問い合わせて確認しています。

７．提出の効力発生

（１）書面手続における効力発生時期

特許等関係法令には、書面手続に係る書面の提出（差出）の効力発生時期について、一般原則的な規定は設けられていません。

特許法第１９条（商標法第７７条第２項において準用）では、原則到達主義によることを前提として、願書又は提出の時期的制限が定められている書面の提出について、郵送により行われた場合のその効力の生じる時期を規定しています。その時期は、願書等を郵便局に差し出した際に発行される郵便物の受領証により証明された日時、その郵便物の通信日付印により表示された日時等です。

（２）　電子手続における効力発生時期

オンライン手続においては、特許庁のファイルへの記録の完了時点をもって特許庁に到達したものとみなされます（特例法３（２））。

８．期　間

（１）期間の種類

①　法定期間

手続をすべき特許法等の法律又はこれらの法律に基づく命令により定められている期間

②　指定期間

手続をすべき期間が特許庁長官、審判長、審査官等により指定される期間

（２）期間の計算（特３を準用）

①　期間の計算は、次の規定によります。

ａ．期間の初日は算入しません。ただし、その期間が午前０時から始まるときは算入します。

ｂ．指定期間は、特許庁から当該書面を発送した日の翌日から起算します。

ｃ．期間の定め方を月又は年でしたときは、暦に従います。月又は年の始めから起算しないときは、その期間は、最後の月又は年におけるその起算日に応当する日の前日で満了します。ただし、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日で満了します。

１０月１０日（起算日）から３か月→１月　９日（月の途中から起算する例）

１０月３０日（起算日）から４か月→２月２８日（応答日がない場合の例（うるう年の場合は２月２９日））

②　出願、請求その他の特許に関する手続についての期間の末日が、行政機関の休日に関する法律に規定する日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、１２月２９日から１２月３１日まで、１月２日、３日）に当たるときは、その翌日をもってその末日とします。

なお、特許法４条及び５条の規定による期間の延長をした場合において、もとの期間の末日が行政機関の休日に当たったときは、その翌日をもとの期間の末日とせずに、もとの末日から延長する期間の計算がされます。

９．期間の延長

⑴ 指定期間の延長（特５を準用）

次に掲げる書類その他の物件の提出について、指定期間内に対応できない場合には、請求により指定期間の延長が認められます。なお、請求のための合理的な理由は不要です。

① 商標法第１５条の２及び同法第１５条の３の規定に基づく意見書

② 商標法第８条第４項の規定に基づく指令書（協議命令）に応答する書類

③ 商標法第５条の２第２項の規定に基づく命令書（補完命令）に応答する書類

④ 商標法第７７条第２項において準用する特許法第１９４条に基づく物件提出書

ａ．指定期間内に行う期間延長請求

・手続すべき者が国内居住者及び在外者である場合のいずれも、１通の請求で１月の期間延長が認められます。

・提出できる期間延長請求書は、国内居住者及び在外者ともに１通のみです。

・指定期間内に行う期間の延長請求をするときは、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の１月の延長を求める。」のように記載します。

・手数料は、２，１００円です。

ｂ．指定期間経過後（指定期間に２月を加えた期間内）に行う期間延長請求

・手続すべき者が国内居住者及び在外者である場合のいずれも、１通の請求で２月の期間延長が認められます。

・提出できる期間延長請求書は、国内居住者及び在外者ともに１通のみです。

・指定期間経過後に行う期間の延長請求をするときは、「【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の２月の延長を求める。」のように記載します。

・手数料は、４，２００円です。

また、指定期間内の延長請求（１月）と期間経過後の延長請求（２月）の併用も認められます。したがって、最長で、当初指定期間に３月を加えた期間の延長が可能です。

ただし、当初の指定期間内又は指定期間内に延長請求した場合の延長された指定期間内において意見書を提出したときは、指定期間経過後の延長請求を行うことはできません。